

滋賀県流域治水推進条例のポイント

～土地法学会の視点から～

滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室
室長補佐(兼)流域治水推進係長 辻 光浩



昭和34年(1959年)伊勢湾台風
滋賀県近江八幡市水荃町

琵琶湖・淀川水系

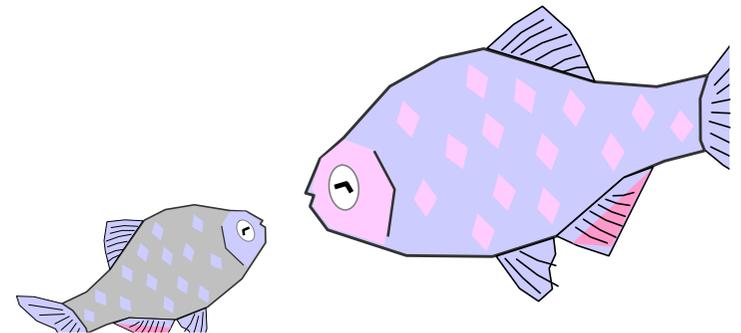


本日の内容 土地法学会の視点

1. 滋賀県の「流域治水」って、なに？
2. 基礎情報「地先の安全度マップ」
→全国初 身近な水路の氾濫も考慮
3. なぜ「流域治水条例」が必要か
→滋賀県の課題、全国の課題
4. 滋賀県流域治水条例のポイント
→河川整備に【加えて】河川の外
宅建業者、土地利用規制

1. 滋賀県の「流域治水」 って、なに？

- 川の中だけでなく、川の外でも治水



TOPICS
流域治水の基礎情報
 治水対策のベース、
「地元の安全度マップ」
 地元の安全度マップとは、防災課が全県に足を回って作成した、大川の青川とともに、最近の下水道と農業用排水などの状況に基づき作成した防災対策マップです。大規模に起こる災害を「避ける」としたことで、「川の川」に加え、「川の川」の対策を具体的に検討することが可能となりました。水害から生命・財産を守るために活用しましょう！



このマップをみるには
 以下のURLからアクセスしてください。
 ※地元の安全度マップ
<http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html>
 ※河川別の危険度マップ

【滋賀の流域治水の目標】

- ①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

4つの対策で総合的に
命を守る「流域治水条例」

対策3 地域づくりでそなえる
CGEO
 地域でそなえることで、地域の防災力を向上しよう！

洪水が起きたりする時に正しい判断ができるよう、地域の防災力を高めることが重要です。「地元の安全度マップ」を基盤情報として、住民の方とともに、地域特性に応じた避難行動を検討します。みんなで一緒に水害にそなえたまちづくりを進めていきます。



▲地域での防災訓練(湖川町) ▲総合防災訓練(彦根市) ▲世代別講座

対策1 河川整備などで川を安全にながす
CGEO
 高水期でも対策的・効果的に流す！

これまで、水害を防ぐため、護岸やダム建設などを計画的に進めてきました。また「川の土砂を削り除き、生えている木を切るなど」も行ってきました。河川の整備は水害を防ぐための基本的な対策であることから、計画的、効果的に進めていくこととしています。



日野川では、工事の期間、1.5倍の水を定せるようになりました。

対策4 被害を最小限にとどめる
CGEO
 逃げ遅れても命が守れるように避難行動を支援しよう！

そなえがあっても逃げ遅れてしまった、そんな時でも命を守る安全な住まいのあり方が「とどめる」対策です。水害リスクの高い場所では、住民の方とともに、具体的なルール作りを進め、避難行動が確保できる安全な住まい方を提案します。

▶安全な住まい方とは？



▲避難場所(彦根市) ▲川の川(彦根市) ▲川の川(彦根市)

対策2 障った用をためる
CGEO
 みんなで雨水をためて、川の負担を軽くしよう！

青川や水脈を流れる水管には限界があります。そこで、公園やグラウンドなどに障った用を一緒に「ためる」対策により、川の負担を軽くします。事例では、地域の管理者などが雨水をためるため地下にしみこませたりすること、努力単位として取り組んでいます。



▲公園(彦根市) ▲公園(彦根市) ▲公園(彦根市)

リスクを知る！ 回避する！ 命を守る！

水害の被害にさらはるだけでなく、その対策を共同で進めることで被害を減らせます。しかし、気象庁によると3時間以上50cm以上の雨が降り続けると、河川が氾濫する危険があります。過去10～40年のデータに基づいて、「流域治水条例」の私たちが責任を分かち、水害防止に向けた総合的対策です。人命被害を回避するために、一日も早い実施に取り組んでいきます。

みんなで取り組むことが命を守ります！



お問い合わせ 滋賀県流域治水課 ☎077-526-4291 ☎077-526-4904 ✉ryuk@pref.shiga.lg.jp

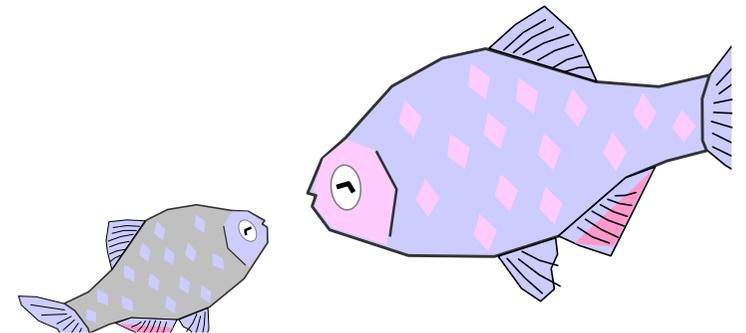
(平成26年3月31日条例公布)



2.流域治水の基礎情報 「地先の安全度マップ」

<http://shiga-bousai.jp/dmap/>

- リスクを知らねば始まらない



I まちなか水路の氾濫

↓ 野洲駅前 →



普段は水害に無縁に見える街も
大雨のときには浸水する

平成25年9月16日台風18号

野洲雨量観測所
最大時間雨量 **37mm**

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 09/15 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 11 | 7 | 2 | 2 | 4 | 17 | 8 | 20 | 25 | 13 | 19 | 31 |
| 累加雨量(mm) | 33 | 40 | 42 | 44 | 48 | 65 | 73 | 93 | 118 | 131 | 150 | 181 |
| 09/16 | 01:00 | 02:00 | 03:00 | 04:00 | 05:00 | 06:00 | 07:00 | 08:00 | 09:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 30 | 9 | 16 | 37 | 21 | 7 | 4 | * | - | 4 | 5 | 8 |
| 累加雨量(mm) | 211 | 220 | 236 | 273 | 294 | 301 | 305 | * | 314 | 318 | 323 | 331 |

Ⅱ 中小河川の氾濫



信楽雨量観測局

最大時間雨量 **41mm**

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 09/15 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 14 | 7 | 4 | 1 | 11 | 5 | 2 | 27 | 33 | 18 | 17 | 25 |
| 累加雨量(mm) | 38 | 45 | 49 | 50 | 61 | 66 | 68 | 95 | 128 | 146 | 163 | 188 |
| 09/16 | 01:00 | 02:00 | 03:00 | 04:00 | 05:00 | 06:00 | 07:00 | 08:00 | 09:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 6 | 14 | 13 | 13 | 41 | 34 | 15 | 9 | 9 | 2 | 0 | 0 |
| 累加雨量(mm) | 194 | 208 | 221 | 234 | 275 | 309 | 324 | 333 | 342 | 344 | 344 | 344 |

高島市朽木野尻（安曇川沿い）



平成25年台風18号での状況 (平成25年9月16日)



葛川雨量観測所

最大時間雨量 **62mm**

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 09/15 | 13:00 | 14:00 | 15:00 | 16:00 | 17:00 | 18:00 | 19:00 | 20:00 | 21:00 | 22:00 | 23:00 | 24:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 13 | 12 | 13 | 3 | 5 | 26 | 18 | 19 | 20 | 30 | 33 | 40 |
| 累加雨量(mm) | 56 | 68 | 81 | 84 | 89 | 115 | 133 | 152 | 172 | 202 | 235 | 275 |
| 09/16 | 01:00 | 02:00 | 03:00 | 04:00 | 05:00 | 06:00 | 07:00 | 08:00 | 09:00 | 10:00 | 11:00 | 12:00 |
| 60分雨量(mm/h) | 40 | 53 | 54 | 54 | 62 | 48 | 23 | 8 | 5 | 4 | 4 | 5 |
| 累加雨量(mm) | 315 | 368 | 422 | 476 | 538 | 586 | 609 | 617 | 622 | 626 | 630 | 635 |

Ⅲ 琵琶湖水位の上昇

(平成25年台風18号 琵琶湖水位BSL+77cmまで上昇)

台風通過後も浸水 (近江八幡市江の島)



⑩ 9月17日 6:03



⑪ 9月17日 6:03



⑫ 9月17日 7:31



⑬ 9月17日 7:48

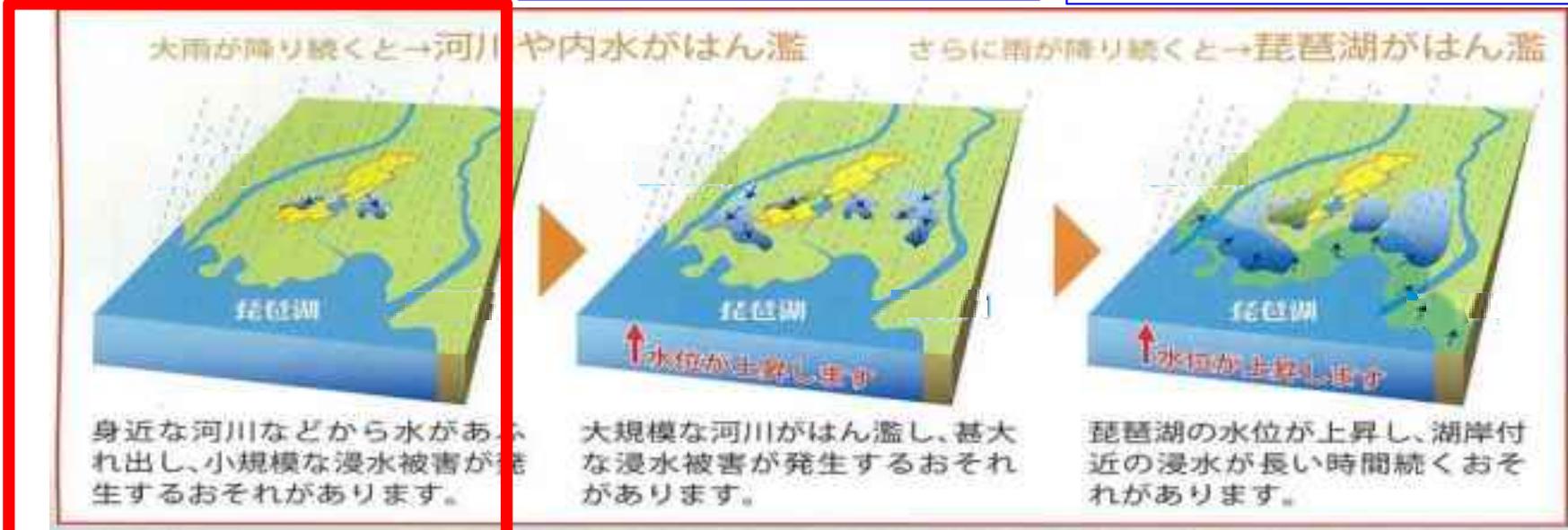


滋賀県における浸水被害の特徴

【Ⅰ 大雨直後】
まちなか水路
小河川の氾濫

【Ⅱ 大雨後】
中大河川の氾濫

【Ⅲ 約1日後】
琵琶湖水位の上昇



身近な水路の氾濫も考慮しているのは、滋賀県だけ！

浸水想定区域図
(中大河川ごと)
100年確率降雨

琵琶湖浸水想定区域図
観測史上最大降雨
(明治29年豪雨)

地先の安全度マップ (最大浸水深図)
10年確率・100年確率・200年確率降雨

※実現現象をイメージして、リスク情報を活用することが重要

滋賀県 地先の安全度マップ

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>

滋賀県防災情報マップ

マップの透過率 30%

凡例 **表示** 非表示

土石流

- 特別警戒区域 (土石流)
- 警戒区域 (土石流)

急傾斜地の崩壊

- 特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
- 警戒区域 (急傾斜地の崩壊)

地滑り

- 特別警戒区域 (地滑り)
- 警戒区域 (地滑り)



マップを表示

2画面で比べて見る

災害リスクを抽出してみる

解説

印刷

URL

地震リスクマップ

任意のマップを選んで表示

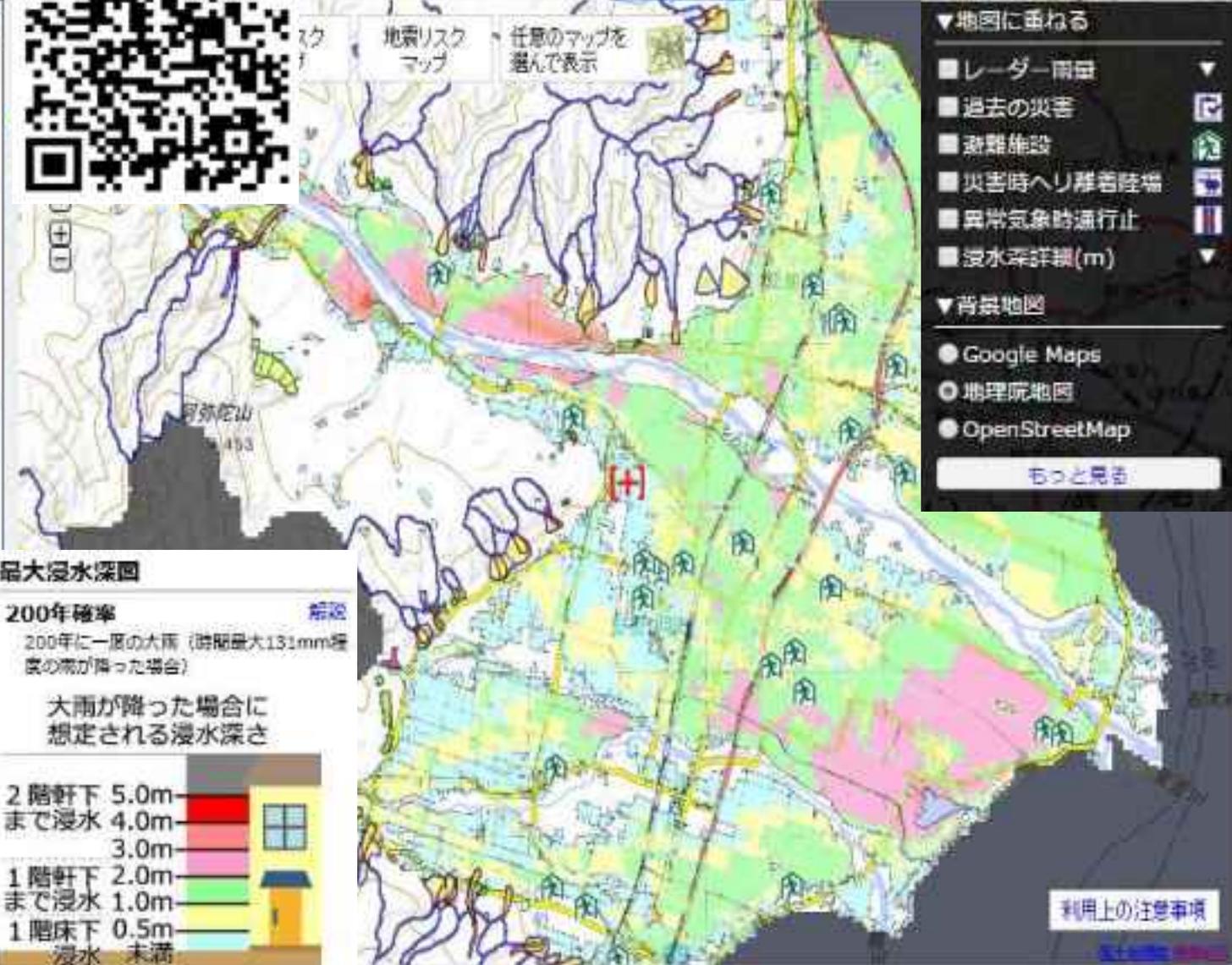
最大浸水深図

200年確率 解説

200年に一度の大雨(時雨量最大131mm程度の雨が降った場合)

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

| | |
|------|------|
| 2階軒下 | 5.0m |
| まで浸水 | 4.0m |
| | 3.0m |
| 1階軒下 | 2.0m |
| まで浸水 | 1.0m |
| 1階床下 | 0.5m |
| 浸水 | 未滿 |



地先の安全度マップ

- 最大浸水深図 1/200** 解説
年確率
200年に一度の大雨(時雨量最大131mm程度の雨が降った場合)
- 最大浸水深図 1/100** 解説
年確率
100年に一度の大雨(時雨量最大109mm程度の雨が降った場合)
- 最大浸水深図 1/10年** 解説
確率

地図に垂ねる

- レーダー雨量
- 過去の災害
- 避難施設
- 災害時ヘリ着陸場
- 異常気象時通行止
- 浸水深詳細(m)

背景地図

- Google Maps
- 地理院地図
- OpenStreetMap

もっと見る

利用上の注意事項

「地先の安全度」
最大浸水深図
時系列の変化をご覧ください。

大河川がはんらんする前に、
内水氾濫が生じること等を
再認識いただけます。

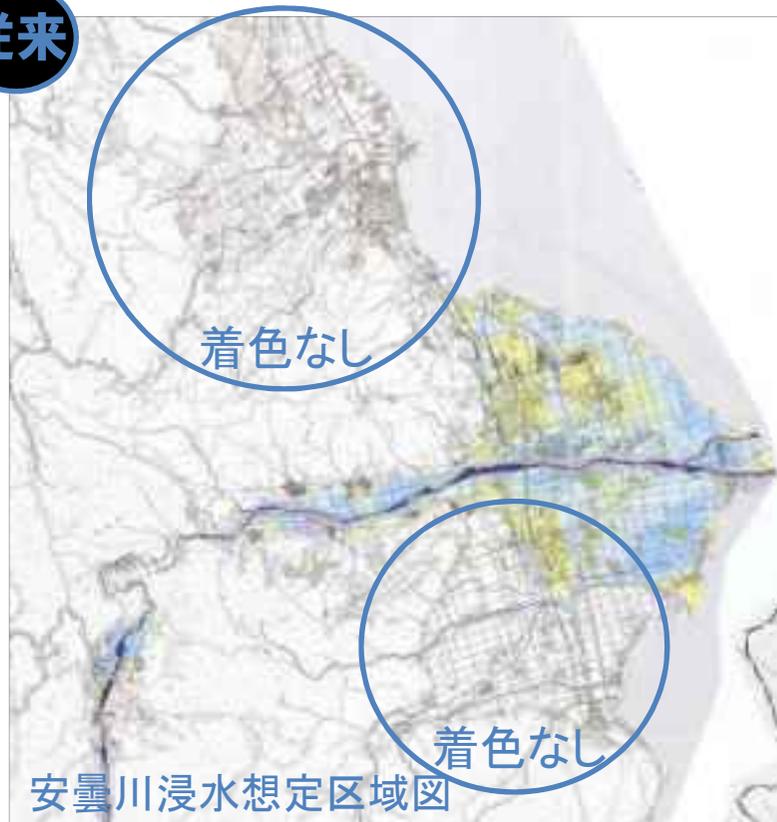
(例 滋賀県高島市域)

従来の浸水想定との違い

～大河川からのはん濫だけでなく、身近な小河川や水路からのはん濫も～

- 従来の浸水想定 — 対象とする大河川からのはん濫を検討
- 今回の浸水想定 — 大河川だけでなく、小河川や主な水路からのはん濫も検討

従来



今回



暮らしの舞台“地先”における安全度

～「地先の安全度」を用いたリスク評価～（全国初。平成24年9月公表）

右図は、当該地点に一般家屋がある場合に、

- ① 家屋流失が200年に1度程度、
- ② 家屋水没が200年に1度程度、
- ③ 床上浸水が 50年に1度程度、
- ④ 床下浸水が 10年に1度程度、

の頻度で発生することを意味する。

「地先の安全度」とは、
場所ごとに覚悟しておく必要のある
“水害リスク”なんだ！

| | | | | | |
|---------------|-------|-------------------|----------------------|-------------|-------------------------|
| 1/ 2 (0.500) | 年発生確率 | | | | |
| 1/ 10 (0.100) | | ④ | | | |
| 1/ 30 (0.033) | | | | | |
| 1/ 50 (0.020) | | | ③ | | |
| 1/100 (0.010) | | | | | |
| 1/200 (0.005) | | | | ② | ① |
| ... | | | | | |
| さまざまな規模の外力 | | 被害の種類(浸水深・流体力) | | | |
| | | 床下浸水 | 床上浸水 | 家屋水没 | 家屋流失 |
| | | $0.1m < h < 0.5m$ | $0.5m \leq h < 3.0m$ | $h \geq 3m$ | $u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$ |

大河川だけではなく、身近な水路のはん濫も考慮



土木学会 関西支部 技術賞部門賞(新しい技術)を受賞 ～地先の安全度マップ～ 平成25年5月9日

土木学会支部 技術賞部門賞に

水害対策進展に道

県が作製「地先の安全度マップ」



表彰された県子チームの辻光浩さん(中)、中西直敬さん(左)と2人の受賞をたたえる藤田知事一行で

受賞したのは、西條剛毅 さんが出すが、考慮されて賞状ごと、辻光浩(主幹)さん、中西直敬(副主幹)さんのグループ。 子知事の指示で、複合的なマップによると、これまで水、水害詳細に着手。国土交通省は一級などの大岡川の旧 省がけろ航空測量データを元に絞って想定されてき 基に県内全域の地盤の高さを、実際にには街に降った量 を調べた。下水路などを管 雨で市町が管理する普通河 理する市町や、用水路を管 川や下水路などからも水が 理する土地改良区からもデ

県の區域的水政論者が作った。河川や用水路、側溝などから複合的に水があふれ出すことを想定した総合的な水害評価方法「地先の安全度マップ」が土木学会関西支部の技術賞部門賞を受賞した。用水路なども加味した現実的な浸水想定を初めて確立したとされ、受賞した藤田らは昨日、会見し「水害に強い街づくりにつなげていきたい」と話した。

(井上清史)

河川、用水路、側溝も 複合的な被害 初めて想定

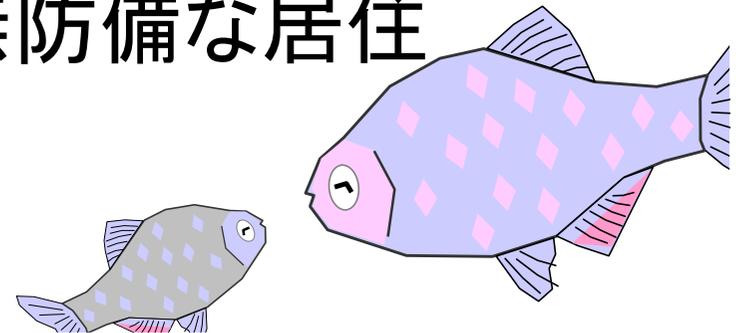
複合的な水害想定は由良 県を参考に福井などと同様に も採用が検討されている。 代表で取材に応じた辻主幹 と中西直幹は「受賞はうれ しいが、県がモデルとなっ てこの手法を法めるよう求 められていると受け止め る。市町と一緒に対策づく りを進めたい」と口元を引 き続けた。

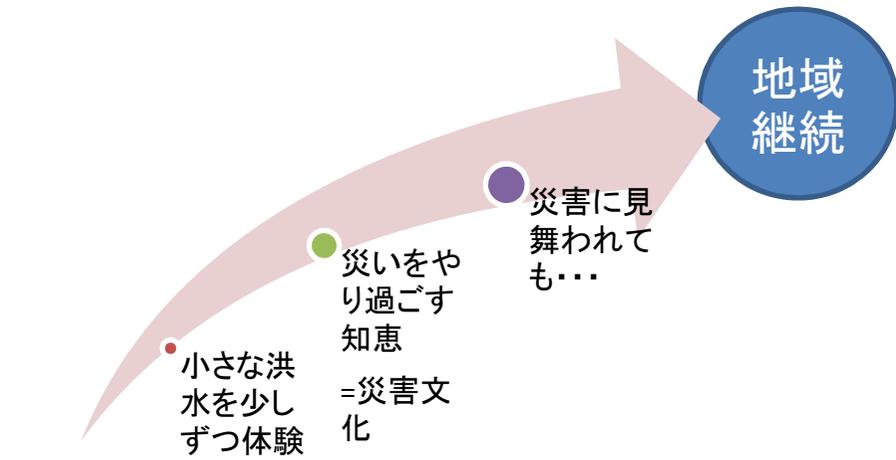
一タを積み、従来の河川の 氾濫想定に加算した。 豪雨は十年に一度(一時 間に五〇センチ)、百年に一度 (同二〇九センチ)、二百年に 一度(同二三二センチ)降るよ うな三バターンで推計し、 二年掛かりで地図化。改出 を加えて昨秋までに最小五 び四方メートルの県内全域の水 害予測地図まで精度を高めた。予測図は現在、細部を 詰めている野洲、彦根、近 江八幡の三市域を除いて県 のホームページで公表され ている。

用水路なども組み合わせ た現実的な水害想定は市町 村など行政を横断して資料 を集める手間があることか ら、これまで行われてこな かった。土木学会は「洪水 リスクへの総合対策の進展 が期待される新しい技術」と 県の取り組みを評価し た。

3.なぜ流域治水政策 が必要か

- 水害に対する地域防災力の低下
- 危険性の高い場所での無防備な居住



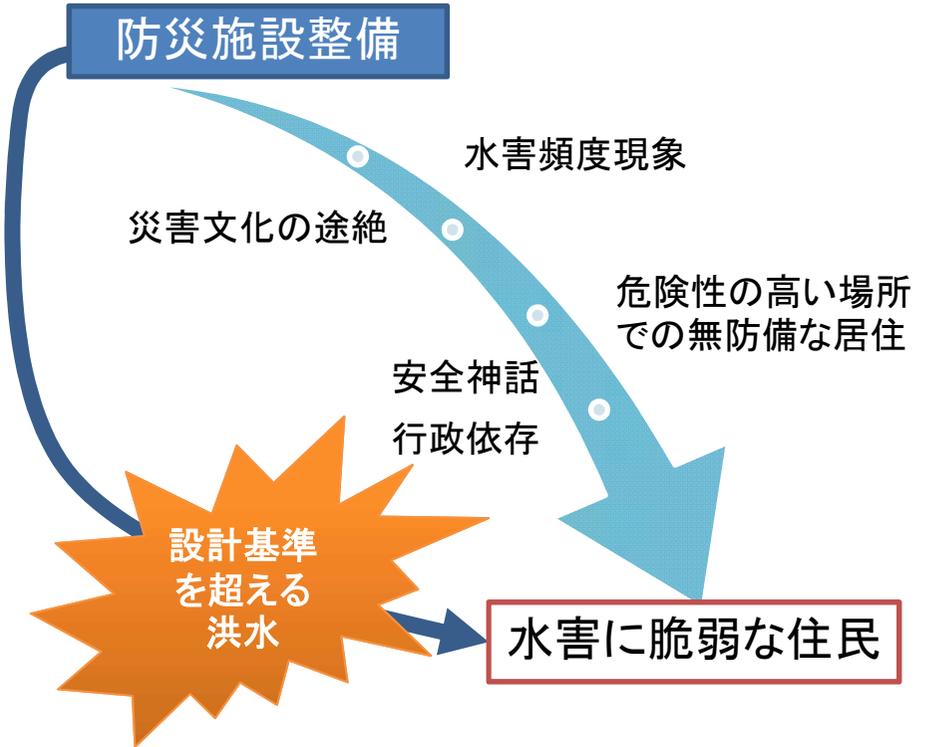


防災施設が不十分



嵩上げされた住宅

「災いをやり過ごす知恵」= 災害文化により地域が継続



「人為的に作られた安全が高まると、人間側の弱さが高まる」問題が発生

先人の知恵(災害文化)をリバイバルして制度化
滋賀県流域治水条例

水害時に人命被害が生じる要因

～人命被害回避のための状況把握～

1. 河川整備の遅れ、限界

→河川整備

2. 危険箇所での無防備な

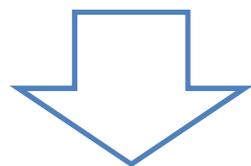
市街化 →土地利用・建築規制

3. 水防活動、避難行動の

遅れ、限界 →地域防災力向上

分野横断型施策の実現

- ① 実現象に近いリスクシナリオ
- ② 超過洪水リスク



地先の安全度マップにより
「見える化」

さまざまな分野の施策に展開

河川整備



教育



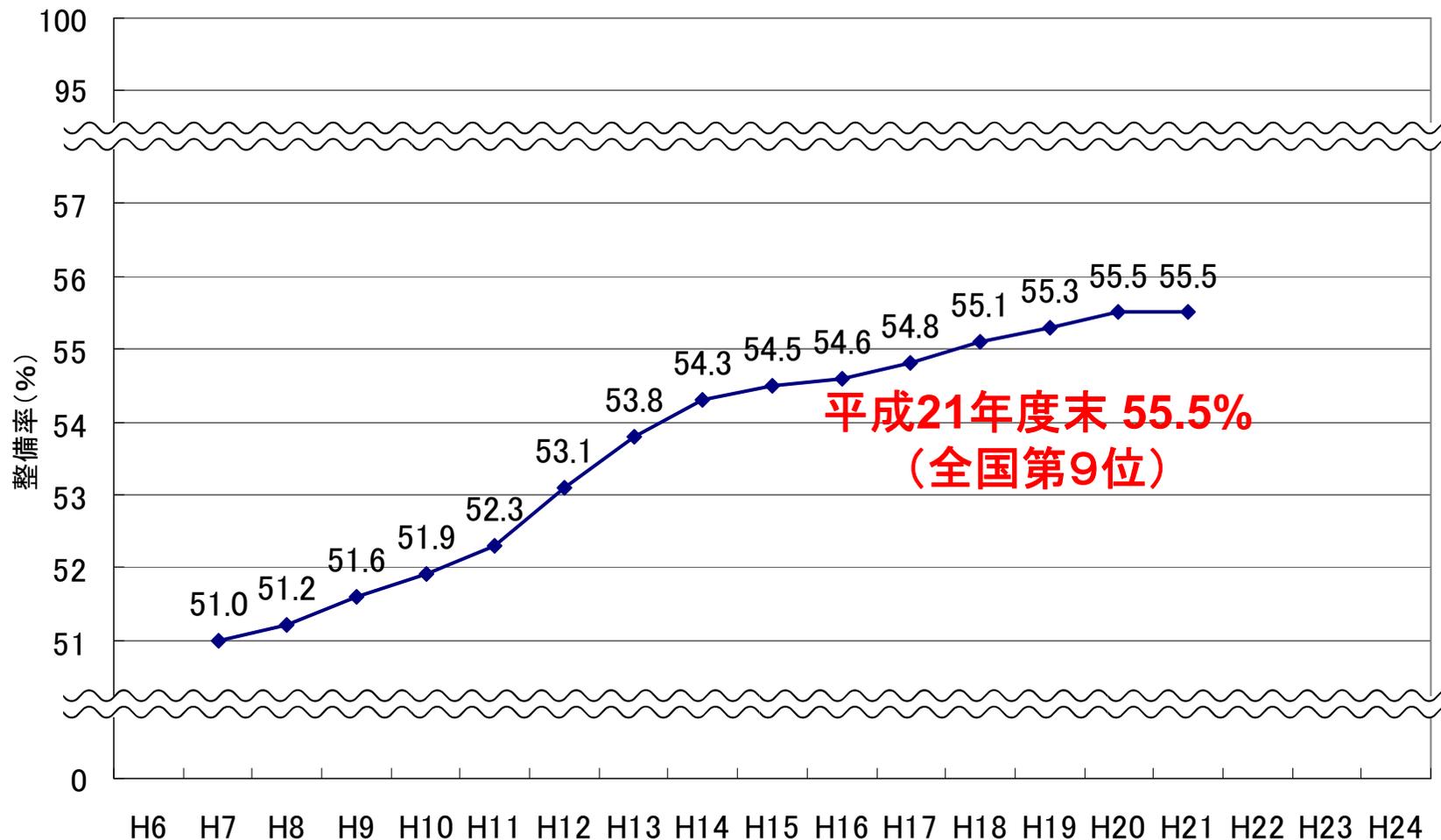
まちづくり



建築



- 滋賀県が管理する一級河川で、**治水安全度1/10を確保**するためには、今後100年以上を必要とする。
 (残事業費6000億円/年間予算**60億円/年**(平成25年度ベース)) = **100年**



平成21年度末 55.5%
(全国第9位)

$$\text{河川整備率} = \frac{\text{時間雨量50mm相当※以上の降雨に対応できる区間の延長}}{\text{改修が必要な区間の延長}} \times 100$$

滋賀県流域治水基本方針(平成24年3月作成)から抜粋

※滋賀県降雨強度式で10年確率に対応

流域6府県 河川整備率(10年確率降雨)



【出典】平成10年度～平成25年度河川現況調査

※ 大阪府については、2011年度より新指標での評価を開始しており、以降のデータはない。

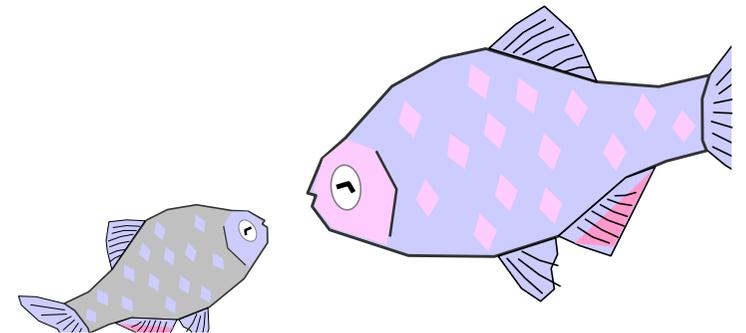
平成26年9月29日 琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会(第2回) 資料3-2から抜粋
http://www.kouiki-kansai.jp/data_upload/1412210142.pdf

「ながす」対策と流域治水の目標

- まちづくりにおける目標＝national minimum
 - 時間雨量50mmの場合に50cm未満の浸水(床下浸水)が予想される区域は、市街化区域に編入可能
 - 「ながす」対策の目標＝national minimum
 - 小河川 10年確率(時間雨量50mm)の洪水
 - 大河川 戦後最大洪水(おおむね30年確率程度)
を川の中に閉じこめる。
-
- 流域治水の目標
 - どのような洪水にあっても →200年確率
 - ①人命が失われることを避け(最優先)
 - ②生活再建が困難となる被害を避ける

4. 滋賀県流域治水の 推進に関する条例の ポイント

- 先人の知恵のリバイバル、
災害文化の制度化
- 既存制度をうまく活用



そなえる

リスク情報の周知

(平成26年9月1日施行)

先人の知恵

- ・ 頻繁な洪水の経験

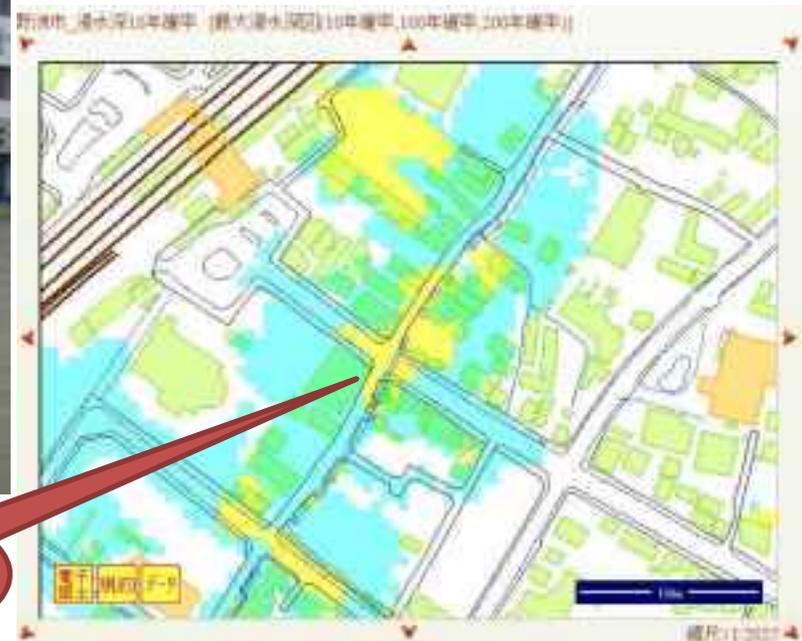
県土地開発公社、財政課公有財産担当、
企業誘致推進室等は、率先実施中

滋賀県流域治水条例(第29条)

- ・ 宅地建物取引業者は、宅建取引時に、取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化



写真の
箇所



普段は水害に無縁に見える街も、大雨のときには浸水する(右:平成25年台風18号時)

宅地建物取引時の水害リスク情報提供 ～水害リスク提供を商慣行化しよう！～ (条例 第29条)

(宅地または建物の売買等における情報提供)

第29条 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供しよう努めなければならない。

- ① 条例は義務ではなく、なぜ努力義務？
- ② 宅建業法上、水害リスクを伝える義務はないの？

不動産取引時、水害リスクを伝える義務はあるのか??

(東京高等裁判所判決 平成15年9月25日 判例タイムズ1153号)

- 訴え

- 大雨の際に冠水する土地の売買(H10年の売買)時、売主がその説明を怠ったことは債務不履行にあたる

- 判決:請求棄却

- 判決時の指摘

- 売り主は、取引に関する重要な事柄を事前に調査し、購入者に説明する義務を負うと指摘。
- 説明する義務があるという場合は、
 - 土地性状に関する具体的事実を認識していた場合
 - 具体的事実の認識がない場合は、次項が必要と指摘。
 1. 水害発生可能性についての情報入手が実際上可能であること
 2. 水害発生可能性の説明義務を基礎づける根拠或いは業界慣例等があること

リスクの「見える化」と判例への影響

- 平成28年現在、リスクの「見える化」が進んできた！
- 「地先の安全度」等リスク情報は手に届くところにある！



土地性状に関する具体的事実が認識しやすくなってきた
 水害発生可能性情報の入手が可能となってきた
 「顧客が求め、宅建業者が説明する」との業界慣例が増加



(判例への影響)

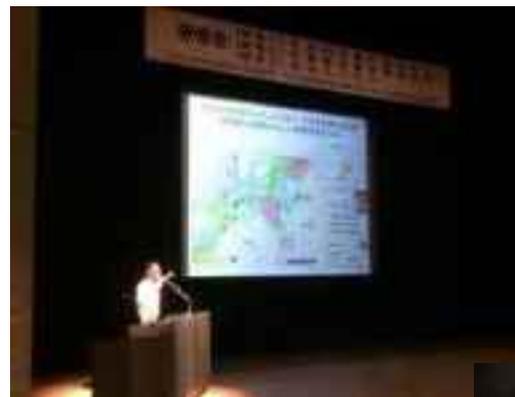
これまでとは異なる判例になるおそれあり！

東京高判(H15)は、
H17水防法改正以前の
判決！

(東京高判H15.9.25の指摘事項が満たされるため)

- 説明する義務があるという場合は、
 - 土地性状に関する具体的事実を認識していた場合
 - 具体的事実の認識がない場合は、次項が必要と指摘。
 1. 水害発生可能性についての情報入手が実際上可能であること
 2. 水害発生可能性の説明義務を基礎づける根拠或いは業界慣例等があること

「知ろう知らせよう！水害リスク」キャンペーン³⁰



(写真は全日本不動産協会での研修会の様子。宅建協会においても実施)

ポスター貼付→

(宅建協会本部前の写真)

←H26.9.1放映
NHKおうみ発610



包括的連携協定締結企業でのチラシ配布



報道ステーションも注目

平成26年12月2日(火)放送

http://www.tv-asahi.co.jp/dap/bangumi/hst/feature/detail.php?news_id=40538



【滋賀県から宅建業者さんへの具体的提案事項】

水害リスク情報の重要事項説明への活用

http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/files/140718_takkenkensyu.pdf

＜社会情勢の変化＞

- 東日本大震災、タイ洪水、H25台風18号災害など、顧客の水害リスクへの関心は高まっている
- 水害リスク情報は可視化が進み、かつ手に届くところにある状況となってきた



＜提案＞

- 「水害リスク情報」を重要事項説明項目として活用いただくことを提案
- 流域治水条例第29条に基づき、滋賀県にお住まいになる皆さまに水害リスクをお知らせください。
- 既に、県内の宅建業者は、水害リスク情報を顧客説明に活用されていると聞いています。

Q 重要事項説明書のどこに書けばいいの？
 →A 「Ⅲ その他の事項」欄に記載

重要事項説明書 [土地建物の売買・交換用]
 [土地付建物・ 借地権付建物]

例

Ⅲ その他の事項

1 ※河川別、浸水深(10年確率、最大浸水深)10年確率、100年確率、200年確率

1

2

3

4

5



6. 水害実績資料(売主提供資料)

7. 水害実績資料(〇〇市災害史から抜粋)

8. 水防法第14条に基づく〇〇川浸水想定区域図

9. 滋賀県公表の地先の安全度マップ(3種類)

10. 〇〇市公表の洪水ハザードマップ

東京高判H15.9.25の指摘事項をふまえ、
 (1)水害実績資料(売主の所有資料、災害史、新聞記事等の写し)
 (2)水害リスク図:【地先の安全度マップ】【浸水想定区域図】【市町のハザードマップ】の写し
 を添付書類にすることが考えられます。

物件状況確認書(告知書)

不動産について「隠れた瑕疵」がある場合には、売主は無過失責任を負うことになっていますが、売主が「隠れた瑕疵」を知って告げない場合は、さらに深刻なトラブルをまねくこととなります。**国土交通省**では宅地又は建物の過去の履歴や隠れた瑕疵等、**売主や所有者しか分からない事項について、売主からの告知書を提出することにより、将来の紛争防止に役立てることが望ましいと指導**しています。

物件状況確認書(告知書) (物件名:)

表2 物件の状況 本物件は通常の経年変化によるほか、下記のとおり状況であります。

| | | |
|------|----------------------|--|
| 周辺環境 | ⑭騒音・振動・臭気等 | 一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください(道路・電車・飛行機・工場・店舗等によるものが考えられます)。 |
| | ⑮周辺環境に影響を及ぼすと思われる施設等 | 一般的な観点から判断して気になると思われるものについて記入してください(ゴミ処理場、暴力団事務所、火葬場等が考えられます)。 |
| | ⑯近隣の建築計画 | 売買物件に影響を及ぼすと思われる近隣の建築計画があれば記入してください。 |
| | ⑰電波障害 | テレビ等の電波に障害がある場合に記入してください。 |
| | ⑱近隣との申し合わせ事項 | 近隣地域(自治会・町内会等)での協定や取決め(ゴミ集積場所、自治会・町内会費等)で特に買主に引き継ぐべき事項を記入してください。 |
| | ⑲浸水等の被害 | <u>床上・床下等を問わず、浸水の事実について、また周辺地域が浸水の多い地域であればその事実も記入してください。</u> |
| | ⑳事件・事故・火災等 | 売買物件やその近隣での自殺、殺傷事件等の心的影響があると思われる事実があれば記入してください。また、火災についてはボヤ等についても記入してください。 |
| | ㉑その他売主から買主へ引継ぐべき事項 | 表記列挙項目の補足説明や、列挙項目以外(不明)すべき事実があれば記入してください。 |

平成 年 月

本物件の状況が上記のとおりであることを売主は、買主に告知しました。

<売主> 住所・氏名

上記のとおり、売主より告知を受けました。

<買主> 住所・氏名

売主→買主への告知

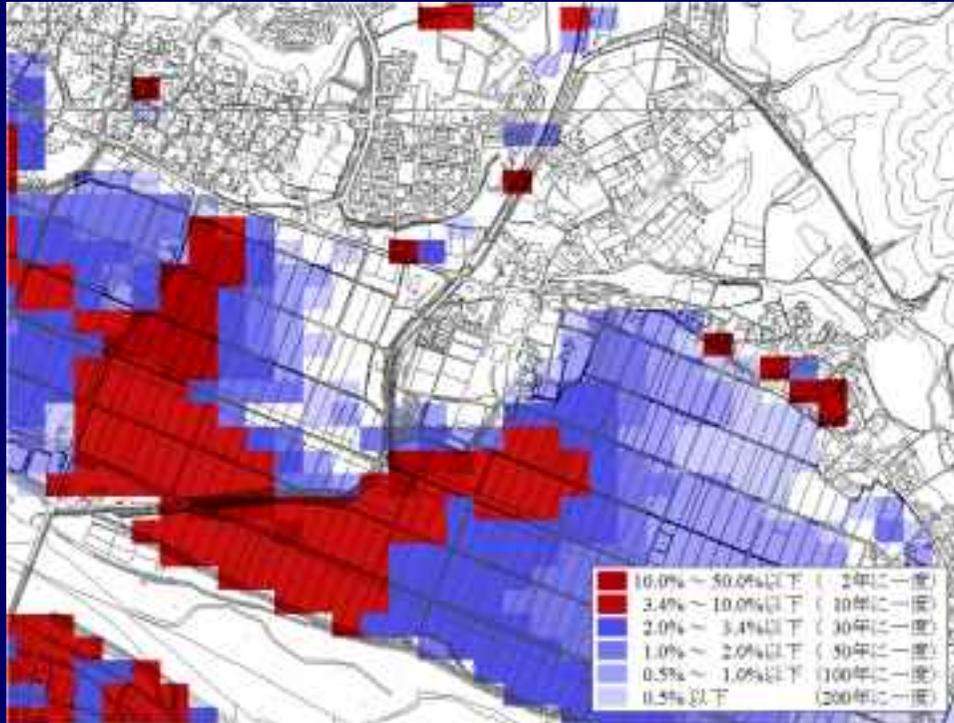
・○19欄には、浸水実績等を記載
 ・H25台風18号時の浸水被害等が該当すると思われます。

とどめる対策(土地利用規制)

浸水しやすい場所での市街化を避ける仕組み

～安心して、ここで暮らせるように - まちづくりでも治水～

- 頻繁に床上浸水が生じるような場所で、積極的にまちをつくることは止めておく。
- 10年確率(時間雨量50mm相当)で浸水深が50cm(床上浸水程度)では、盛土などにより一定の対策が講じられなければ、原則として市街化区域に編入しない。



| | | | | | | |
|-----------------|----------------|------------|-------------------|----------------------|-------------|-------------------------|
| 1/ 2 (0.500) | 発生確率 (年あたり) | | | | | |
| 1/ 10 (0.100) | | | | | B | |
| 1/ 30 (0.033) | | | | | | |
| 1/ 50 (0.020) | | | | | | |
| 1/100 (0.010) | | | | | | |
| 1/200 (0.005) | | | | | | |
| ... | | | | | | |
| 被害の程度 (浸水深・流体力) | | | | | | |
| | | 無被害 | 床下浸水 | 床上浸水 | 家屋水没 | 家屋流失 |
| | | $h < 0.1m$ | $0.1m < h < 0.5m$ | $0.5m \leq h < 3.0m$ | $h \geq 3m$ | $u^2 h \geq 2.5m^3/s^2$ |



都市局・河川局 通達(S45)

～建設省都計発第一号・建設省河都発第一号～

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域
区分と治水事業との調整措置等に関する方針について

(各都道府県知事あて、都市局長、河川局長通達)

- 次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域」(中略)とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。
 - － (前略)概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域
 - － 前各項に該当していない場合でも、特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される地域

浸水しやすい場所での市街化を避ける ～まちづくりでも治水～（条例 第24条）

（区域区分に関する都市計画の決定または変更）

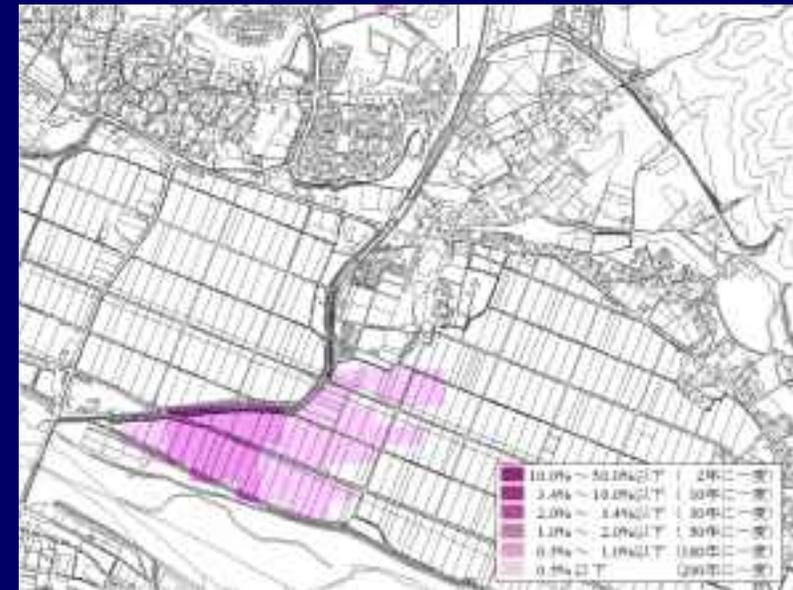
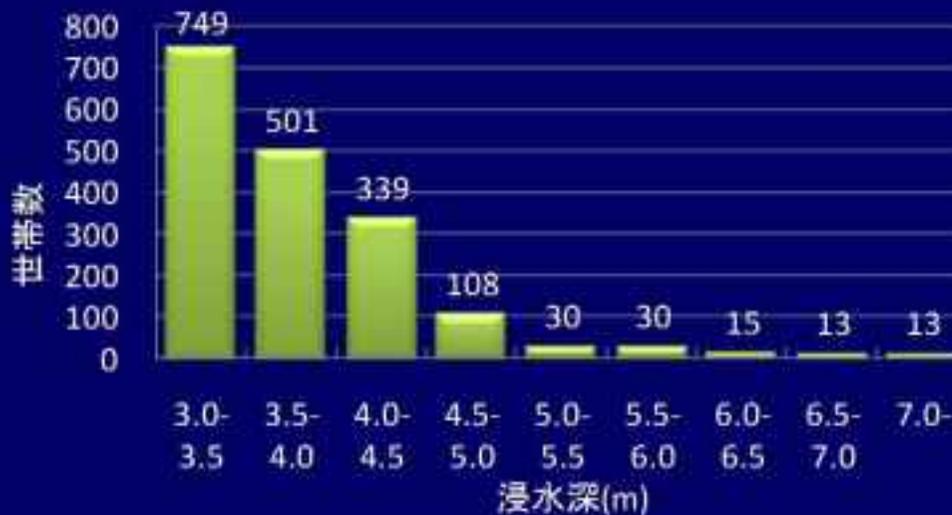
第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。）を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

浸水しても家が水没しないようにする仕組み

～安心して、ここで暮らせるように - 家づくりでも治水～

- 特に深く浸水する場所(200年確率で浸水深3m以上)では、建築物の耐水化を許可条件
 - 予想浸水面以上の高さに垂直避難できる空間を確保
- 既存建築物(約1,800件※精査中)には必要に応じ、助成による対策促進策を準備中

| | | | | | | | |
|----------------|----------------|-------------------|---------------------------------|------------------------------------|--------------------|---------------------------------------|--|
| 1/ 2 (0.500) | 発生確率 (年あたり) | | | | | | |
| 1/ 10 (0.100) | | | | | | | |
| 1/ 30 (0.033) | | | | | | | |
| 1/ 50 (0.020) | | | | | | | |
| 1/100 (0.010) | | | | | | | |
| 1/200 (0.005) | | | | | | | |
| ... | | | | | | | |
| 被害の程度(浸水深・流体力) | | | | | | | |
| | | 無被害 | 床下浸水 | 床上浸水 | 家屋水没 | 家屋流失 | |
| | | $h < 0.1\text{m}$ | $0.1\text{m} < h < 0.5\text{m}$ | $0.5\text{m} \leq h < 3.0\text{m}$ | $h \geq 3\text{m}$ | $u^2 h \geq 2.5\text{m}^3/\text{s}^2$ | |



建設事務次官通達(S34)

～発住第四二号～

風水害による建築物の災害防止について(建設事務次官通達)

三 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

記

- 一 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。
 - (一) 高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。
 - (二) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、土や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。
- 二 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (一) 一の(一)の区域
 - 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。
 - (イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面(少なくとも避難上必要な部分の床面)を予想浸水面以上の高さとする。
 - (ロ) 予想浸水面下の構造は次の各号の一に該当するものとする。
 - a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの
 - b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの

家づくりでも治水 (平成27年3月30日施行)

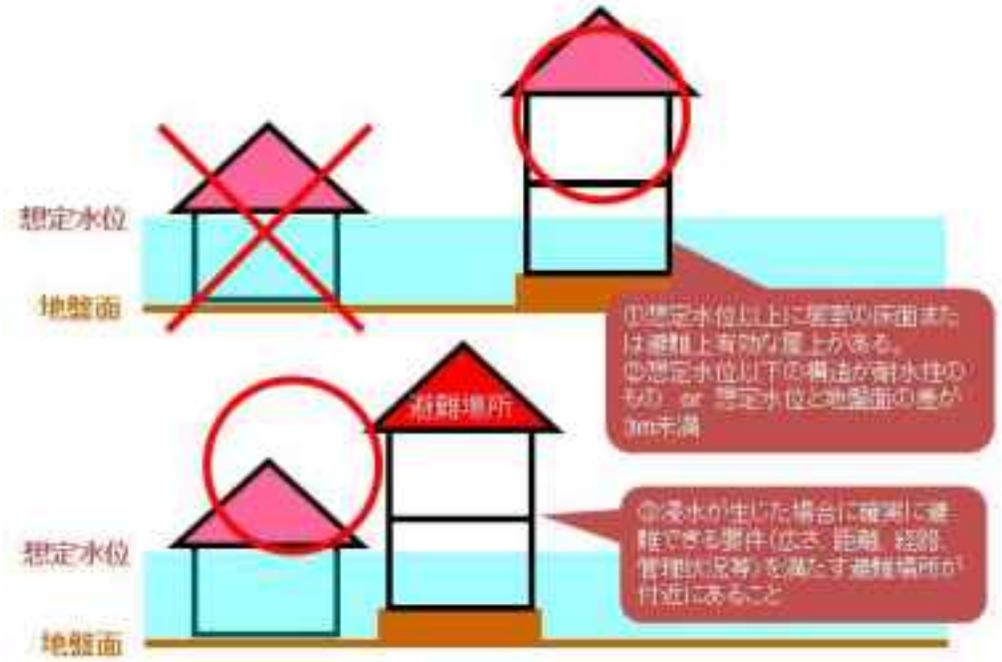
先人の知恵

- 住宅の嵩上げ



滋賀県流域治水条例(第13～23条)

- 知事は、水害リスクの高い区域を「浸水警戒区域」に指定し、区域内での住居等の建築に際しては耐水化構造をチェック(第5章)



建築規制とは、知事が①～③を確認する制度のことです。

浸水しても家が水没しないようにする ～家づくりでも治水～（条例 第12～23条）

（浸水警戒区域の指定等）

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2～8（略）

9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

先人の知恵

- 災いをやり過ごす知恵の伝承



滋賀県流域治水条例(第30～34条)

- 県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める
 - 水害に強い地域づくり協議会
 - 出前講座、水害履歴調査

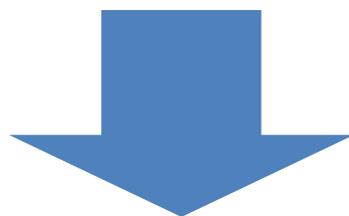


防災に関する国の施策の流れ

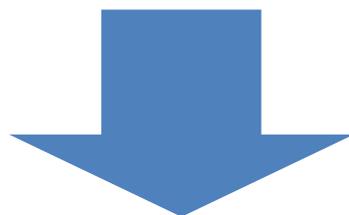
～ハード整備だけでなくソフト対策でも命を守る～

| | 土砂災害防止法 | 津波防災地域づくり法 | 滋賀県流域治水条例 |
|------------------|--|---|---|
| 契機 | H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡 | H23.3.11 東日本大震災 | 近隣府県で大水害が頻発する状況の中、水害リスク情報を明らかにしたこと。 |
| 開発規制・建築規制を導入した経緯 | 「すべて対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれる。」(土砂災害防止基本指針) | 「 構造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。 」(国土交通白書) 「 災害には上限がない 」(津波防災まちづくりの考え方) ↓ 発生頻度と被害の大きさにより「 レベル1 」と「 レベル2 」に分類 (東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告) | 「 河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。 」 「 一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。 」(滋賀県流域治水基本方針) |

流域治水条例



きっかけは、地先の安全度



水害で県民の命が失われ
る前に取り組みたい。

「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」

平成27年1月20日 国土交通省公表

- 時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化
- 平成26年8月の広島ではバックビルディング現象による線状降水帯の豪雨が発生
- 2013年11月にはフィリピンにスーパー台風が襲来
- 大規模な火山噴火等の発生のおそれ

- 最大クラスの大雨等に対して施設で守りきるのは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではない
- 「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。

- 最大クラスの外力だけでなく、様々な規模の外力について、その浸水の状況と発生頻度に関する情報の公表
- 避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実
- 災害リスクを踏まえた住まい方への転換
- 宅地建物取引業者による、不動産購入者に対しての災害リスクに関する情報の提供

滋賀の流域治水と同じ考え方！

滋賀県流域治水政策関連webサイト

流域治水政策室HP

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/index.html>



滋賀県防災情報マップ **(平成27年3月使いやすく更新)**

<http://shiga-bousai.jp/dmap/>



滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の取り組み

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/seiteigo26.html>



水害情報発信—水害の記録と記憶—

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/>



お問い合わせ: 滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

Tel: 077-528-4291 E-mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp

辻 光浩 プロフィール



- 公務員 (法令に基づく仕事、条例をつくる仕事)
- 滋賀県職員 (土木職)、47歳
- 平成4年入庁 現在24年目
 - 河川・ダム計画、土砂災害対策、開発許可に携わる
 - H4-7 砂防課 (土石流、がけ崩れ、地すべり対策)
 - H8-12 東近江土木事務所 (河川工事)
 - H13-20 河港課、東京事務所 (河川整備計画、ダム計画)
 - H21-22 住宅課 (開発許可、宅建業法)
 - H23-25 流域治水政策室 (流域治水条例策定)
 - H26-27 同室 (条例運用)

滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

- ・ 川の中の対策だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(川の外の対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、
治水ダム建設など



流域貯留対策
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、
土地利用規制、耐水化建築など

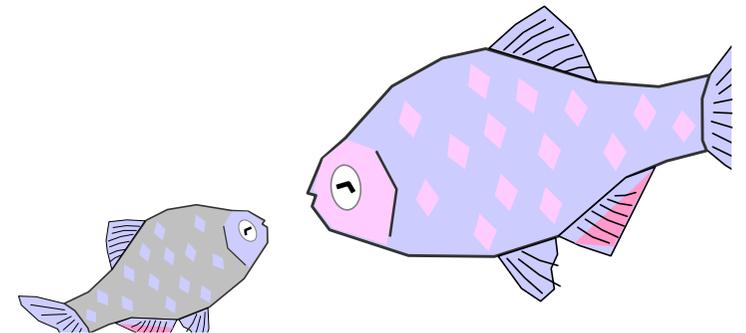
地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育
防災訓練、防災情報の発信など

5.流域治水条例制定までの あゆみ

■基本方針と条例審議



流域治水政策の歩み

～流域治水基本方針策定まで～

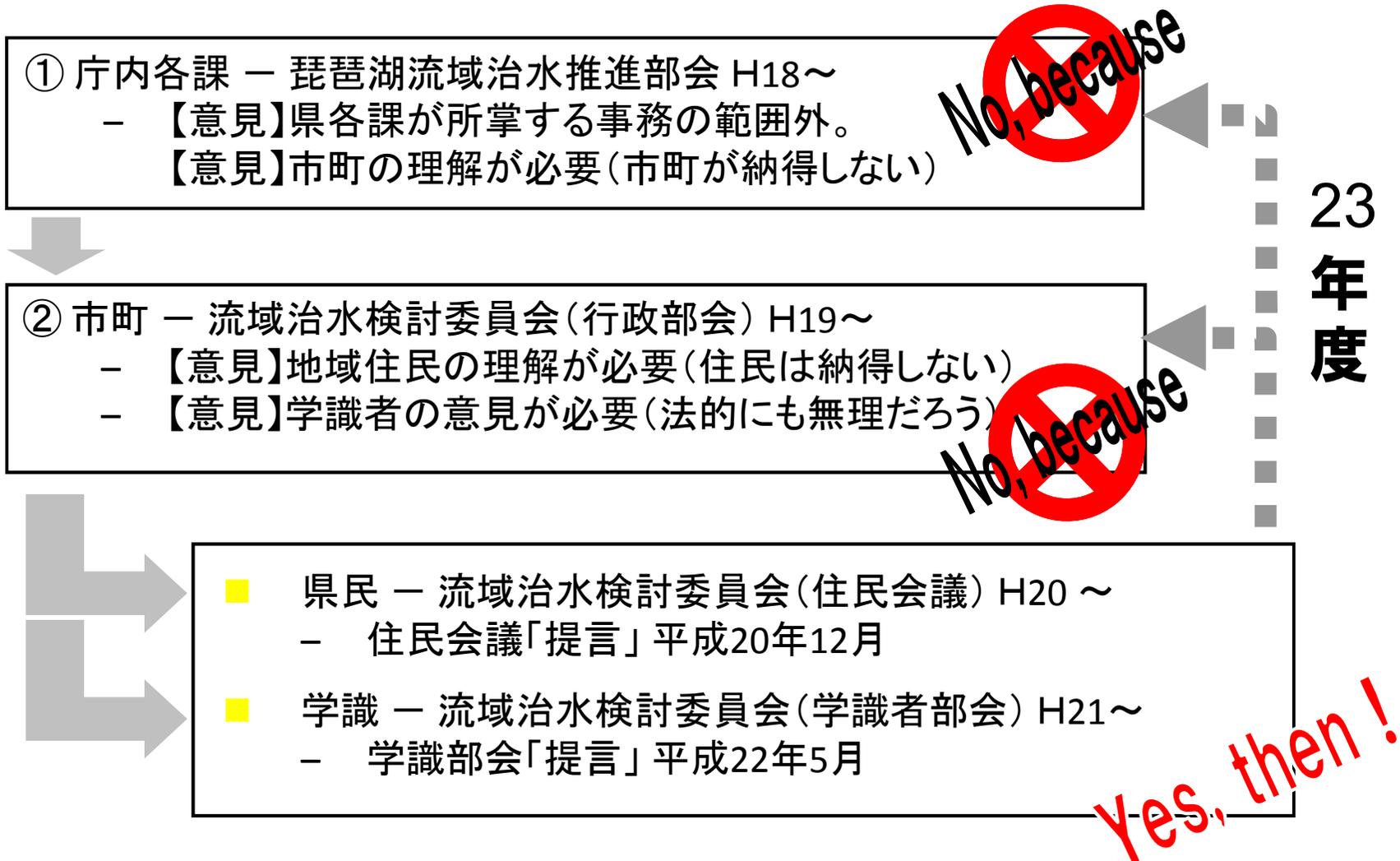
- 2006(H18).9 流域治水政策室 設置
- 2006.10～ 水政対策本部琵琶湖流域治水推進部会 庁内組織
- 2007(H19).7～2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) 市町
- 2008(H20).2～2009.3 流域治水検討委員会(住民会議) 提言('08.12)
- 2009(H21).1～2010.5 流域治水検討委員会(学識者部会) 提言('10.5)
- 2011.3 パブリックコメント
- 2011(H23).4 流域政策局 設置(流域治水政策室、広域河川政策室、
河川・港湾室、琵琶湖不法占用対策室、水源地対策室)
- 2011.5 流域治水検討委員会(行政部会) および、
琵琶湖流域治水推進部会の承認を得て、
『滋賀県流域治水基本方針(案)』を策定
(滋賀県議会)
- 2011.6 報告から議決事件へ変更
- 2012(H24).3 議決、『滋賀県流域治水基本方針』の策定



ボトムアップの議論による部分最適からの転換

～滋賀県流域治水検討委員会～

■ 流域治水基本方針の検討過程



滋賀県流域治水条例の審議経過

2012.3 『滋賀県流域治水基本方針』県議会議決。基本方針策定

2012.9～2013.8 「地先の安全度マップ」公表

2013.5～ 条例要綱案公表、パブリックコメントの実施

2013.9.16 台風18号襲来(A)

2013.9.18 9月県議会に条例案を提案 継続審議となる(B)

- <理由>
- ①住民や地元への説明が不十分
 - ②住民への罰則規定が問題である
 - ③具体的な河川整備計画を作ること

2013.12 11月県議会 再度、継続審議となる(B)

- <理由> 関係住民への更なる説明が必要

2014.2.18 2月県議会 条例案を撤回、修正案を提案

- <撤回理由>(A)(B)(C)をふまえ、一部修正するため

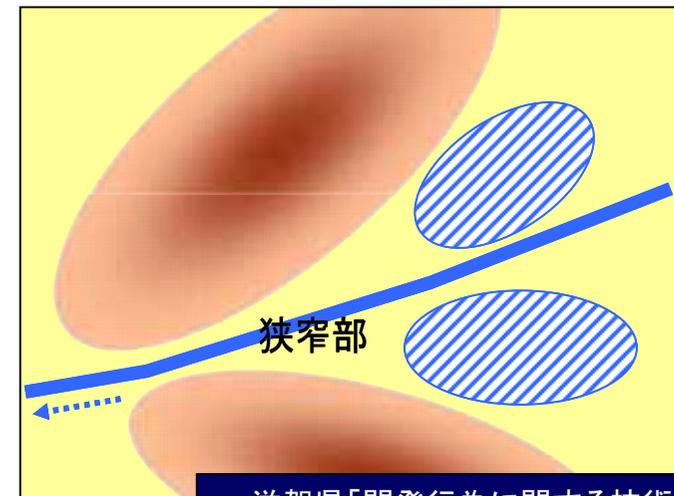
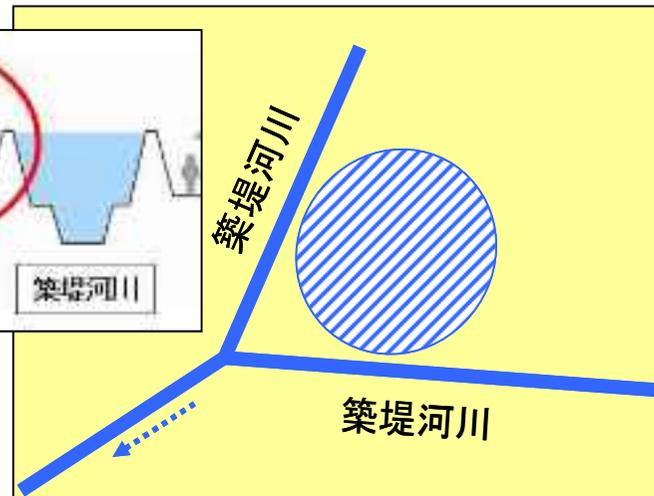
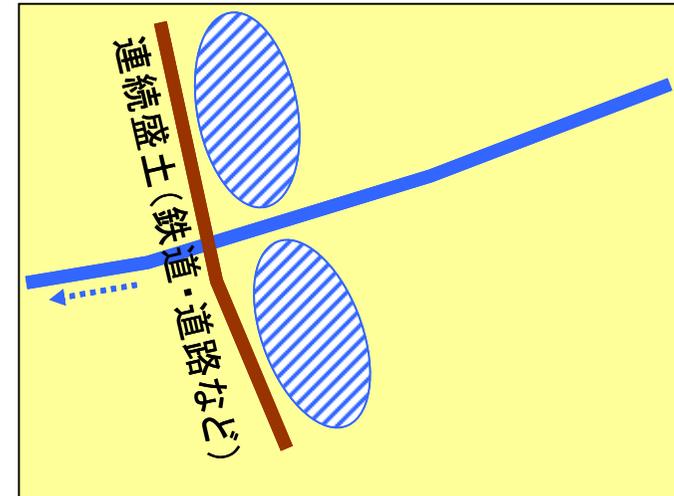
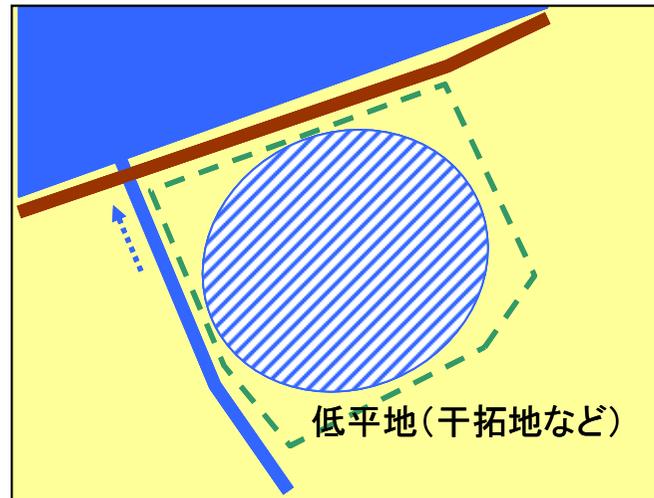
2014.3.24 2月県議会 『流域治水の推進に関する条例』議決

2014.3.31 条例公布・施行



半永久的に水害リスクが残る箇所

→下図に示す【くぼみ】や【せき止められている】ところは、河川整備の進捗にかかわらず水が集中する。



滋賀県「開発行為に関する技術基準」
から抜粋

参考8. 水害訴訟と国家賠償法

水害と行政責任

～国家賠償法 第1条と第2条～

- **第1条** 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
 - 2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。
- **第2条** 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。
 - 2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

河川管理の義務的責任範囲

～水害訴訟判決 2つのリーディングケース～

- 整備途上の河川(大東水害訴訟 昭和59年(1981年)1月26日判決)
 - － 財政的・技術的・社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準および社会通念に照らして是認できる安全性をそなえているかどうかにより、瑕疵の有無を決すべき。
 - － 自然公物である河川の安全性は過渡的な安全性で足りる。
 - － 特段の事由がない限り、**改修がまだ行われていないとの一事をもって河川管理に瑕疵があるとはできないと解すべき。**

- 整備済みの河川(多摩川水害訴訟 平成2年(1988年)12月13日判決)
 - － **計画規模の洪水における流水の通常的作用から予測される災害の発生を防止するに足りる安全性をいうものと解すべき。**

- 最近の判例
 - － 東海豪雨裁判での判決(平成20年(2007年)3月14日、名古屋地裁)
大東水害訴訟判決を踏襲し、国・県による河川管理に落ち度はなかったとして、住民側の請求を棄却。

岐阜県（大谷川）荒崎水害訴訟判決

～県の河川管理に瑕疵は認められず、責任もない～

- 2002年7月の台風6号で岐阜県大垣市の大谷川がはんらんし、浸水被害を受けたのは河川を管理する県が治水対策を怠ったためとして、大垣市荒崎地区の住民約180人が岐阜県に慰謝料など約8200万円を支払うよう求めた訴訟の判決で、岐阜地裁の野村高弘裁判長は26日、住民側の請求を棄却した。
- 判決理由で野村裁判長は「洗堰が洪水調節のため越流堤としての機能を有し、歴史的に地区が事実上の遊水地になってきた事情は否定できないものの、県の河川管理に瑕疵は認められず、責任もない」と述べた。
- 判決によると、2002年7月に大谷川がはんらんして洗堰から水が越流。荒崎地区の482世帯が床上、床下浸水の被害を受けた。一方で、1981年に洗堰がかさ上げされてから浸水被害は減っており、県に河川管理の責任はないとした。
- 裁判では堤防の一部が低くなっている洗堰の構造についての解釈が争点となり、住民側は「県が堰を対岸より約1メートル低くして設置。洗堰外側の副次的堤防や遊水地の整備も怠った」と指摘。さらに「一帯を市街化区域にしたため宅地化が進んで被害が大きくなった」としてきた。



2009/02/26 14:18 【共同通信】

水害対応に関する不安

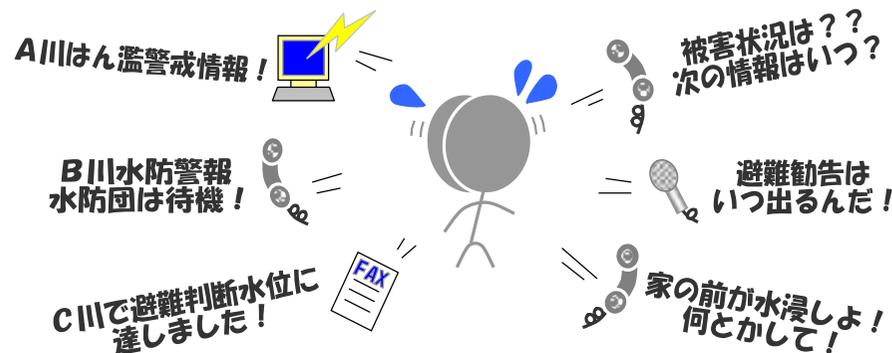
～地域“防災行政力”の低下 — “酷災”行政の課題～

滋賀県流域治水検討委員会(行政部会)で出された意見より

- 現実に災害、また多くの降雨があった場合、対応できるかというのは非常に懸念をしている。
- 近年水害がなく、**行政・住民ともに水害経験がない**ので、いざというときについてきは不安を感じている。
- 年配の方から水害経験を聞くが、実際に最近の水害が起きていないので、**わからない状態で模索**している。

- 警戒水位になると避難勧告を出すことになっているが、**住民経験から**「その位の水位では全然大丈夫だ」など、**なかなか動いてもらえない**。
- 県が設定した警戒水位と経験的に伝わっている水位とに差がある。**警戒水位になっても、空振りの恐れがあり避難勧告を出すべきか判断に困る**。

- 担当を増やせない中で、**取り扱う情報がどんどん増え、対応に困る**。
- 情報伝達が統一できておらず、**避難勧告・避難指示が迅速に出せない**。



避難勧告遅れを提訴 — 佐用豪雨

～“酷災”行政への社会的要請～

佐用豪雨

避難勧告遅れ町を提訴

遺族ら9人「基準見直すきっかけに」

死者18人、行方不明者2人を出した昨年8月の兵庫、白告の責任を問う訴訟は、早稲田町の豪雨被害で、連日全国で初めて、竹嶋雄治、難中、濁流にのまれた住民の遺族ら9人が10日、亡くなったのは避難勧告の遅れが原因として、同町を相手取って約3億1000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。井嶋正一市長と、豪雨(19日)。

時の避難勧告命令を逸して、自治体の責任を問う訴訟は、97年、災害対策基本法に基づき、町で初めて、竹嶋雄治、難中、濁流にのまれた住民の遺族ら9人が10日、亡くなったのは避難勧告の遅れが原因として、同町を相手取って約3億1000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。井嶋正一市長と、豪雨(19日)。

訴訟によると、町は2009年、災害対策基本法に基づき、町で初めて、竹嶋雄治、難中、濁流にのまれた住民の遺族ら9人が10日、亡くなったのは避難勧告の遅れが原因として、同町を相手取って約3億1000万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁姫路支部に起こした。井嶋正一市長と、豪雨(19日)。

断水位置の3層に達しながら発生しなかった。濁流が冠水して危険な状態となった。同日8時30分以降も住宅7棟への避難を促す避難勧告が出なかったとしている。

原告ら9人はこの日午後、同町姫路市で記者会見。小林正人は、「町が避難勧告の遅れた原因を明らかにできなかった」と、濁流の理由を語り、「判断が遅れ、多くの人々が亡くなったと思う」と、悔いがこみ上げると、声を絞り出した。

井嶋正一は「お母さんとお父さんの死を無意味にしたくない。このままでは終わらせない」と述べた。

姫路市西町長は「訴訟が願って持ちまわっているので、訴訟を控えて、被害に对应いたします」とのコメントを出した。



同日午後、白告記者会見で、原告ら9人の真いを話す遺族ら

(提訴概要)

- 佐用川が避難判断水位に達しながら避難勧告を発令しなかった。
- 道路が冠水して危険な状態となった以降も、住宅2階への避難を促さず、戸外への避難を前提にした勧告を出した。
- このため、避難中に濁流にのまれるなどして4人が亡くなり、1人が行方不明になった。

平成22年(2010年)8月10日(火)
読売新聞

仕方ないでは済まない

～まちづくり治水に対する社会的要請～

(平成20年3月28日朝日新聞社説)

新川がいくら水があふれても江戸時代なら想定の範囲内のことだっただろう。

だが、いまや住宅の密集地である。高さ2メートルもの濁流が街をのみ込み、1万8千戸が水につかった。

水害の真の原因は、遊水地を市街化区域にした戦後の都市計画の失敗だ。とはいえ、何万人もの街をいまさら移転させることはできない。そうだとすれば、被害を抑える対策を急ぐべきだった。

予想を超えた豪雨だから仕方がない、という前に、国や県がなすべきことはたくさんある。



参考9. 行政主導でのまちづくり治水が進まない要因

水害危険箇所が開発が進む要因

～現状追認型の都市計画の認可システム～

■ 市街化調整区域でも開発は進むこと

- － 農地転用に伴う分家住宅等の建築など、市街化調整区域においても、住居の用に供する建築物がスプロール的に増加。
- － 農地転用を所管する農地法の目的は「耕作者の地位と農地の保護」であり、農地転用後の水害リスクについては明示的に考慮されない。

■ 都市計画の守備範囲外の土地があること

- － 未線引き、非線引きの範囲が存在する。
- － 都市計画法は「都市の健全な発展と秩序ある整備」が目的であり、都市計画区域の設定時に、水害リスクについては明示的に考慮されない。

■ 既存市街地は市街化区域に編入されること

- － 既存市街地（既に市街地を形成している区域）については、（仕方がないので！）水害リスクを考慮せずに市街化区域への編入がなされる。
- － 事実上市街化している場合、「逆線引き（市街化調整区域への編入）」をしても、実際に市街化している以上、水害リスクの解消にはならない。



災害危険区域指定が進まなかった要因

～建築基準法に基づく災害危険区域～

■ 建築基準法(第19条)

- 湿潤な土地、出水の恐れが多い土地に建築物を建築する場合には、盛土、地盤改良などの措置を講じること。

■ 建築基準法(第39条)災害危険区域の指定

- 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。
- 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他の建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

実効性を伴わないのはなぜか??



■ 災害危険区域の指定は、地方公共団体の条例に委任

1. 明確な指定基準(指定に足る蓋然性の基準)がない。
2. そのため、災害実績に基づき指定される例しかない。

■ 行政的慣行

1. 曰く、「**今さら、危険だなんて言えるわけがない!**」
2. 現状追認 ≥ 予見可能性&回避可能性

災害危険区域指定が進まなかった要因

～「今さら言えない」の裏側～

- 財産権の制限に関わるため、規制制限を行使するにたる蓋然性が必要。
 - － 近年、実際にはん濫はない。
 - － 浸水想定区域図の蓋然性(そのとおりになる可能性)が低い。
- (必要条件ではないが)制限を受ける地権者の合意を得にくい。
 - － 財産権の制限を受け一方で、直接的なメリットは少ない。
 - － 「現状の土地利用に対して新たな特別の犠牲を負わしめる」場合、「適切な補償」が必要となる。

ここに作用する行政慣行

以前から予見可能性があって回避可能性があったにも関わらず、
今さら、『特別な犠牲』を負わしめることにならないか？
(国家賠償法第1条に抵触)



ここ最近、水害など起こっていないのに、今さら、
何を理由に規制するというのだ！

予見できない(シミュレーションは確実か?)と言いつけたいし、
回避できない(その目的を持つ法律や制度がない)と言いつけたい。

地先の安全度マップ1/10(最大時間雨量50mm)

大河川狭窄部

65

民家

浄化センター

農地

安曇川

避難所

集谷場所等

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

| | |
|--------------|------|
| 2F軒下までつかる程度 | 5m |
| | 4m |
| | 3m |
| 1F軒下までつかる程度 | 2m |
| 大人の腰までつかる程度 | 1m |
| 大人のヒザまでつかる程度 | 0.5m |



地先の安全度マップ1/200(最大時間雨量131mm)

